

小豆島ふるさと村全体整備基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年6月27日

小豆島町長 大江 正彦

小豆島町告示第64号

小豆島ふるさと村全体整備基本計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、小豆島ふるさと村全体整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 委員会は、小豆島ふるさと村の全体整備に係る基本計画（以下「基本計画」という。）について検討及び提言を行い、基本計画（案）を取りまとめることを目的として設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画（案）の策定に関すること。
- (2) その他委員会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 庁内関係者
- (3) 地域の関係者
- (4) その他町長が特に必要と認める者

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

(運営及び会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席（オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方式をいう。）を利用した会議への出席を含む。以下同じ。）がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を

聴くことができる。

(代理による出席)

第8条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、代理の者を定め、代わりに出席させることができる。

(書面会議)

第9条 前2条の規定にかかわらず、委員長は、やむを得ない理由により会議を開催する余裕がないと認めるときその他正当な理由があると認めるときには、書面による会議を開催することができ、事案の概要を記した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決に代えることができる。

(設置期間)

第10条 委員会は、第2条に規定する設置目的を達成した時に解散する。

(委員会の公開)

第11条 会議は、原則公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるなど、特別な理由があると認めるときは、委員会に諮って会議を非公開とすることができる。

(公表事項)

第12条 委員会は、次に掲げる事項を町のホームページへの掲載により公表するものとし、必要に応じ報道機関への資料提供を行うものとする。ただし、審議の途中にある議事の詳細その他公表することにより今後の議事運営に著しい支障が生ずると認められる事項については公表しないことができる。

(1) 委員の氏名

(2) 委員会の開催

(3) 委員会における審議事項の概要及び資料

(報酬及び費用弁償)

第13条 委員及び第7条第4項に定める委員以外の者(以下「委員等」という。)が会議に出席したときは、国が定める謝金の標準支払基準(平成21年7月1日各府省等申合せ)及び小豆島町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年小豆島町条例第38号)の規定に準じて報酬及び旅費を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、委員等があらかじめ受取を辞退した場合その他町長が適当でないと認めた場合は支給しない。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、商工観光課において処理する。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。